

二宮町国民健康保険運営協議会規則

(総則)

第1条 二宮町国民健康保険条例第3条の規定にもとづき二宮町国民健康保険運営協議会（以下「協議会」と云う。）に関し必要な事項は、法令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員の委嘱)

第2条 協議会の委員は、町長が委嘱する。

(委員の欠員)

第3条 委員に欠員を生じた時は、すみやかに前条に準じて委嘱しなければならない。

(協議会の招集)

第4条 協議会の招集は、会長が行う。但し、会長未決定のときは、町長が行う。

(議長)

第5条 会長は、議長となり議事を整理する。

(書記)

第6条 協議会に書記を置き、会長の指揮を受け庶務に従事する。

2 協議会の書記は、国民健康保険事務担当の職員の中から町長が任命する。

(協議会の開催)

第7条 協議会は、必要の都度開催し事業の運営に関する事項につき審議し又は建議する。

(議事の決定)

第8条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

(報告)

第9条 協議会において審議した事項等は、町長に報告しなければならない。

(記録)

第10条 協議会における会議の顛末は、記録しておかななければならない。

(辞任)

第11条 協議会長又は委員が辞任しようとするときは、町長に届けなければならない。

(その他)

第 12 条 この規則に定めるものの外、協議会に関し必要な事項は、その都度協議会において決めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 二宮町国民健康保険運営協議会規則（昭和 34 年二宮町規則第 20 号）は廃止する。